公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会　役員等に対する感謝状等の贈呈に関する申し合わせ

第１条　　公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「日本協会」という）役員等に対する感謝状等の贈呈に関する規程第２条第１項四の対象者の決定及び第７条感謝状の贈呈について、この申し合わせを定める。

第２条　　都道府県グラウンド・ゴルフ協会（以下「都道府県協会」という）の役員等として、当該都道府県協会の運営・普及発展等に顕著な貢献をした者又は団体に対して、感謝状を贈呈することができる。

第３条　　都道府県協会長は、当該協会理事会に諮り、感謝状贈呈予定者を選考し、別紙様式により日本協会長あて申請するものとする。

第４条　　日本協会長は、申請の感謝状贈呈予定者について審査・決定し、「感謝状」を当該都道府県協会長あて送付するものとする。

附　則

１　この「申し合わせ」は、平成１６年７月１日から施行する。

２　平成２３年１月１８日一部改正